

令和 7 年度

要 望 書

公益社団法人全国自治体病院協議会 北海道支部

道内の自治体病院は、都市部からへき地に至るまで、きめ細かな医療を公平・公正に提供する重要な役割を果たしております。特に、救急、小児・周産期、感染症などの不採算部門やがん治療などの高度な医療、医療過疎地での地域医療を展開し、民間病院では採算性確保の上で困難な医療も担い、地域医療の最後の砦としてその役割は益々重要になってきています。

しかし、現状では、世界的な紛争や不安定な為替相場、さらに昨今の気候変動などの影響で、電気・ガスをはじめとするエネルギー価格や入院患者の食材費、医療材料費などが過去に例を見ないほどの高騰に見舞われています。また、感染症対応や医療安全、働き方改革、処遇改善、医療DXの推進に向けて、専門職の人材不足や人件費の高騰により財源不足が顕著となり、医療提供体制の維持・改善がますます厳しくなってきています。

2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革として取りまとめられる新たな地域医療構想や医師偏在対策については、現在、地域医療構想及び医療計画等に関する検討会においてガイドラインを検討しており、来年度以降に北海道が具体的なプランを策定することになります。

これまで効率的、効果的な医療体制の構築に主眼が置かれてきましたが、新型コロナウイルス感染症を契機として、平時から余力をもち、危機に柔軟に対応できる医療体制の構築が必要であることが明らかになりました。

現在の厳しい病院経営環境の中で効率性・経済性を追求する一方、北海道と自治体病院が協力し、様々な事態に対応可能な余力を有する合理的な医療・介護体制を確保し、道民の大切な命を守り抜くための適切な地域医療提供体制を構築するために、以下のとおり要望いたします。

1. 自治体病院の運営の確保について

(1) 物価高騰への支援・対応について

国際情勢等による電気・ガス等のエネルギー価格・食材料費・医療材料費等に係る物価高騰は2022年秋季以降、より顕著に続いている。昨今の米をはじめとした食材料費の高騰は国民への生活に影響を及ぼしているのみならず、治療食の高騰にもみられるように、医療機関にも甚大な影響を及ぼしている。しかし、物価高騰への対応については、医療機関は、国が定める診療報酬（公定価格）により経営が成り立っているため医療サービスに価格転嫁ができず、厳しい状況が続いており、このままでは、官民間わず医療機関の経営が維持できず、地域医療の崩壊につながる可能性もある。

地域医療の最後の砦である自治体病院が健全な経営を維持できるよう、診療報酬の大幅なプラス改定や物価スライドへの対応が可能となる診療報酬改定など新たな仕組みの導入、補助金・交付金を含めた必要な財政措置を強く国に求めること。

(2) 自治体病院維持のための財政措置等について

病院事業に係る地方交付税措置については、厳しい財政状況下で、自治体病院が担う小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の政策医療や不採算医療、更には医師の確保に配慮した制度の拡充が図られてきたが、現状は度重なる諸物価高騰や、新型コロナウイルス感染症まん延後の患者数の減少による減収も相まって、道内自治体病院は大変厳しい経営状況となっており、根本的な対応を行わない限り、経営破綻も現実的になってきている。

物価・賃金の上昇等社会経済情勢に即して、自治体病院に対する制度的・財政的支援をはじめ、地域医療の確保・維持のために必要な交付金や補助金等の措置の充実並びに病院事業に係る地方交付税措置について、病院運営に支障を来たすことのないよう大幅な見直し、必要な財政措置を行うことを国に強く求めること。

2. 地域医療構想について

(1) 開設主体にかかわらず地域の実情に即した検討

地域医療の確保に向けた取組の推進にあたっては、公民を問わず共通の視点に立ち、地域の個別事情等に配慮して、丁寧な協議をしながら検討を進めること。

第8次医療計画では「新興感染症の感染拡大時における医療」に関する記載がなされることとなり、感染対策における平時・感染拡大時の取組が大きくクローズアップされていることを踏まえ、各圏域で公民挙げてしっかりと議論すべきであり、その機能分担や連携の在り方、感染拡大時の対応を協議していくべきである。

(2) 地域医療確保に関する国と地方の協議の場に意見を反映させること

「地域医療構想の推進」、「医師の地域・診療科偏在対策」、そして「医師の働き方改革」を三位一体で推進していく総合的な医療提供体制を、道と国が共通の認識をもって推進していくため、地域医療確保に関する国と地方の協議の場を継続的に開催することを国に求め、地方の意見を確実に政策に反映させること。

(3) 新たな地域医療構想への要望

新たな地域医療構想は、2040年頃を見据え、介護等との連携を重視した医療提供体制構築の方向性を議論することになっている。今後、医療・介護の複数のニーズ等をかかえる高齢者が増加する一方、働き方改革を推進している中で、医療従事者のマンパワー減少が予想され、今までのやり方では対応できず、医療DXや遠隔医療等を一層推進する必要がある。特に人口減少に悩む北海道の各地域においては、それらを含めた医療提供体制の構築が求められることから、それぞれの地域において確実に実行することができるよう、国からの財政支援等を求めるこ

今後、介護を含めた新たな医療提供体制により、道民が安心して暮らせるものとなるよう十分な議論、検討を国に求め、新構想に反映させること。

3. 医師確保及び医師偏在解消について

(1) 国の支援による医師確保偏在解消の実行性・即効性の確保

道の医師確保計画の実施にあたっては、国にも支援を求めながら、医師偏在対策の実効性、即効性を確保すること。

(2) 人材確保支援

医師又は医療技術者の確保や定着のために高額の給与支払いを余儀なくされている不採算地区、並びにへき地・離島における病院に対し、特段の対策を図ること。

4. 医療従事者の負担軽減及び医師の働き方改革の推進について

(1) 周知及び財政的支援

医療従事者の負担軽減及び医師の働き方改革を推進するにあたっては、実効性をもって進められるよう、医療機関のみならず、道民・行政・企業に対しても十分な周知を継続的に図ること。また、経営への影響を考慮し、持続可能な病院経営ができるよう必要に応じた財政支援策を図ること。

(2) 医師の労働時間規制に伴う取り組み及び副業・兼業に係る労働時間管理の慎重な取扱い

医師不足の医療機関においては、一般外来診療をはじめ宿日直勤務や夜勤・休日における救急診療の多くを大学病院や地域の基幹病院等から派遣されている医師によって支えられている。医師の時間外労働規制による地域医療への影響を充分に配慮し、医療機関等から医師派遣の引上げにより地域の医療提供体制に影響がないよう、十分な支援等を行うこと。

(3) 医療従事者確保への支援

① 病院薬剤師の確保

北海道の病院薬剤師の偏在指標は0.85であり、札幌圏のみが1.0を超えており、他の医療圏、特に遠紋、南檜山、北網や根室の二次医療圏（偏在指数0.50～0.57）では病院薬剤師の不足が顕著である。

病院薬剤師については、地域医療における薬物療法の有効性・安全性及び公衆衛生の向上等に資するため、調剤業務に加え病棟薬剤業務やチーム医療、タスク・シフト／シェアへの対応などの更なる充実が求められている。医師や看護師等の働き方改革を推進し、国民の保健医療の質を向上させるには、高度な専門知識と技能を有する薬剤師の確保が必要であるため、病院薬剤師確保対策を確実に進めること。

② 医療専門職・業務補助職の確保

自治体病院においては、医師、薬剤師、看護師のみならず、その他の医療スタッフ、看護助手についても、とりわけ地方において人材の確保が困難となっている。また、急性期医療における医療従事者の役割も高度・専門化され、看護助手や介護専門職の活用、タスク・シフト／シェアの促進、また、超高齢化の急速な進展に伴う認知症患者等の増加に対応できる体制整備と人材活用が必要である。さらに、病院の経営・連携体制・診療情報の管理には、多くの専門職が必要となっており、それぞれ病院運営に欠かせない人員としての待遇の改善が必要である。

急速に進展する医療レベルに併せて、多くの専門的人材や業務補助職が必要となっていることから、医療スタッフが確保できるよう、制度の見直しを含めた特段の対策を図ること。

5. 患者等の通院手段確保について

(1) 広域的公共交通の支援

広大な北海道において、医療機関の受診や見舞いのために、公共交通機関を利用して移動することが難しい地域も多く存在する。そのため、患者やその家族等は、自家用車での移動を余儀なくされている実情があるが、高齢ドライバーによる悲惨な事故も発生している。しかし、運転手不足などにより、全道的にバス路線の縮小、減便、廃止が相次いでおり、通院手段の確保は危機的な状況となっている。このような状況を鑑み、特に自治体間を跨る広域的なバス等公共交通機関への支援など、患者

等の通院手段確保に係る十分な対策を講じること。

6. 看護職対策について

- (1) 看護職及び看護補助者の継続的かつ安定的な確保、定着のため、働き続けられる環境整備並びに処遇改善を図るための施策を推進すること。
- (2) 看護職の更なる教育強化と地域格差を是正するため、ICTを活用した公平な受講機会の確保等、教育環境の充実に向けた財政的支援等を行うこと。
- (3) 看護職の視点から地域医療構想に参画できる体制を整備すること。
- (4) 看護師等の届出制度により、看護職員の地域分布を把握し、適正な需要見通しの策定や潜在看護師の実態を明らかにし、復職支援制度を充実すること。
- (5) 質の高い医療・看護を継続するため、看護DX導入等による業務効率化の実現に向けた補助金等、財政的支援を行うこと。

令和7年12月15日

北海道知事 鈴木 直道 様

公益社団法人全国自治体病院協議会北海道支部

支部長 西川秀司